

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 有害物質貯蔵指定施設

法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を定めること。

(第四条の四関係)

第二 報告及び検査

有害物質貯蔵指定施設について、報告及び検査の対象施設等として追加すること。

(第八条関係)

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行すること。

(附則関係)